

広島県防災対策基本条例(仮称)素案から条例案に至る修正経過整理表

<条例案に関する共通の修正事項>  
 条例の文言としてふさわしい表現に修正

前文

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	(記載内容) ・本県において、どのような自然災害が起きてきたか。また、今後、どのような自然災害の発生が予想されるか。(土砂災害危険箇所を全国一多く抱える本県の現状を含めて記述) ・現状の防災対策とその課題は何か。 ・こうした課題に、今後、どう対応していくべきか。 ・課題への対応において、この条例はどう位置づけられるのか。	—	—	(意見)条例文案には、地域防災計画と条例の関係が一言も触れられておらず、地域防災計画と補完関係にあることがわからない。この条例には盛り込んではいないが、県・市町の対策等は、十分に地域防災計画で規定していることを条例中に記載すべき →(対応)条例の前文において、県・市町の地域防災計画に則った取組に関する記述を追加	安心、安全な暮らしを守ることは、わたしたちの共通の願いである。 しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。 特に、全国で最多の土砂災害危険箇所を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることが想定される。 このような被害を軽減するため、県、市町等は、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進しており、更なる被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。 ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
目的	この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、市町及び県の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の実現に寄与することを目的とする。		この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策及び復旧・復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、市町及び県の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の実現に寄与することを目的とする。	(意見)市町よりも先に県という文言を入れるべき →(対応)指摘に沿って修正(「市町及び県」→「県及び市町」)(以下、該当部分について同様)	(目的) 第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、 <u>県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。</u>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。</li> <li>・防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。</li> <li>・防災対策 防災のために行う対策をいう。</li> <li>・自主防災組織 地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織</li> <li>・災害時要援護者 災害時の避難行動において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊産婦</u>、外国人等をいう。</li> <li>・災害ボランティア 災害発生後の被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。</li> <li>・防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。</li> <li>・防災対策 防災のために行う対策をいう。</li> <li>・自主防災組織 地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織をいう。</li> <li>・災害時要援護者 災害時の避難行動において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。</li> <li>・災害ボランティア 災害発生後の被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。</li> </ul>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。</li> <li>二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、<u>並びに</u>災害の復旧及び復興を図ることをいう。</li> <li>三 防災対策 防災のために行う対策をいう。</li> <li>四 自主防災組織 地域住民が自主的に連帯し、<u>及び</u>防災に関する活動を行う組織をいう。</li> <li>五 災害時要援護者 災害時の避難行動等において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。</li> <li>六 災害ボランティア 災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。</li> </ul>
基本理念	<p>防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する共助、市町、県等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、市町、県等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。</p>		<p>防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合って地域の安全を確保する共助、市町、県等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、市町、県等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。</p>		<p>(基本理念)</p> <p>第3条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、<u>男女双方の視点等に配慮しながら</u>、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。</p>
県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携、協力して防災対策を行うよう努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携、協力して防災対策を行うよう努めるものとする。</li> </ul>	<p>(意見)県民が自らの備えを行うことは当然として、地域社会の一員としての役割もあるため、事業者や自主防災組織と同様、防災対策への協力に関する定めが必要 →(対応)指摘を踏まえ記述を追加</p>	<p>(県民の役割)</p> <p>第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、<u>及び</u>協力して防災対策を行うよう努めるものとする。 <u>2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。</u></p>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。</li> <li>事業者は、自主防災組織、市町及び県が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。</li> <li>事業者は、自主防災組織、市町及び県が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。</li> </ul>		<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、<u>基本理念にのっとり、自主防災組織が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。</u></p>
自主防災組織の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。</li> <li>自主防災組織は、市町、県が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災活動を実施するよう努めるものとする。</li> <li>自主防災組織は、市町、県が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。</li> </ul>		<p>(自主防災組織の役割)</p> <p>第6条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における<u>防災に関する活動</u>を実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 自主防災組織は、<u>基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。</u></p>
災害ボランティアの役割	<p>災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動支援を目的としている団体、自主防災組織、市町、県と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。</p>		<p>災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策及び復旧・復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動支援を目的としている団体、自主防災組織、市町、県と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。</p>		<p>(災害ボランティアの役割)</p> <p>第7条 災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、<u>災害ボランティアの活動支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。</u></p>
市町の役割	<p>市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。</p>		<p>市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県その他の関係機関及び自主防災組織と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。</p>		<p>(市町の役割)</p> <p>第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、<u>自主防災組織、国、県その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策の推進に努めるものとする。</u></p>
県の役割 (責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。</li> <li>県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。</li> <li>県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。</li> </ul>		<p>(県の責務)</p> <p>第9条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、<u>防災対策に関する施策</u>を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。</p> <p>2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。</p>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
ひろしま防災の日及びひろしま防災月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。</li> <li>・ひろしま防災の日及びひろしま防災月間は、知事が定める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。</li> <li>・ひろしま防災の日及びひろしま防災月間は、知事が定める。</li> </ul>		<p>(ひろしま防災の日及びひろしま防災月間)</p> <p>第10条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、ひろしま防災の日を設ける。</p> <p>2 ひろしま防災の日は、月日とする。</p> <p>3 ひろしま防災の日にふさわしい取組を行う期間として、月をひろしま防災月間とする。</p>

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 県民の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
防災知識の習得等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加し、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の特徴、予測される被害と必要な備え、災害に遭遇したときにとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。</li> <li>・県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報(以下「地形等災害関連情報」という。)を収集するよう努めるものとする。</li> <li>・県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた避難のタイミング適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認するよう努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は、防災に関する訓練及び研修に積極的に参加し、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の特徴、予測される被害と必要な備え、災害に遭遇したときにとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。</li> <li>・県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報(以下「地形等災害関連情報」という。)を収集するよう努めるものとする。</li> <li>・県民は、災害発生現象の態様及び地形等災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認するよう努めるものとする。</li> </ul>		<p>(防災知識の習得等)</p> <p>第11条 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象(以下この章において「災害発生現象」という。)の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害に遭遇したときにとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。</p> <p>2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報(以下この章において「地域災害関連情報」という。)を収集するよう努めるものとする。</p> <p>3 県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法をあらかじめ確認するよう努めるものとする。</p>
自主防災組織への参加等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。</li> </ul>		<p>(自主防災組織への参加等)</p> <p>第12条 県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。</p>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
災害時要援護者からの情報の提供	災害時要援護者は、自主防災組織、民生委員児童委員等に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するなど援護体制の整備に協力するよう努めるものとする。		災害時要援護者は、自主防災組織、民生委員児童委員等に対し、避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報をあらかじめ提供するよう努めるものとする。	(関係団体意見) 法律上、民生委員の職務内容に災害時要援護者対策など防災に関する活動は含まれていないため、条例上は削除してほしい。 →(対応)指摘を踏まえ「民生委員児童委員」を削除	(災害時要援護者からの情報の提供) 第13条 災害時要援護者は、自主防災組織、 <u>市町</u> 等に対し、 <u>あらかじめ</u> 避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を <u>あらかじめ</u> 提供するよう努めるものとする。
生活物資の備蓄等	・県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄・点検及びラジオ等の災害発生時等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資等を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。 ・県民は、災害の未然防止、災害発生時の被害の拡大防止等に必要な消火器その他資機材を整備するよう努めるものとする。		・県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄・点検及びラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資等を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。 ・県民は、災害の未然防止、災害発生時の被害の拡大防止等に必要な消火器その他資機材を整備するよう努めるものとする。		(生活物資の備蓄) 第14条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。 2 県民は、災害の未然防止及び災害発生時の被害の拡大防止に必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。
建築物の安全性の確保等	・建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。 ・県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。 ・ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機設置者は当該工作物等の適切な安全点検や維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。		・建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。 ・県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。 ・ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機の設置者は当該工作物等の適切な安全点検や維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。		(建築物の安全性の確保等) 第15条 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。 2 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。 3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下この項において「工作物等」という。)の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

## 第2節 事業者の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、災害発生時等における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保及び事業を継続するための計画の策定並びに計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。</li> <li>事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるものとともに、自主防災組織、市町、県が実施する訓練及び研修に参加するよう努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、災害発生時等における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保及び事業を継続するための計画の策定並びに計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。</li> <li>事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるものとともに、自主防災組織、市町、県が実施する訓練及び研修に参加するよう努めるものとする。</li> </ul>		<p>第16条 事業者は、災害発生時における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるものとともに、自主防災組織、県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し、又は従業者を参加させるよう努めるものとする。</p>

## 第3節 自主防災組織の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
防災意識の啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、市町、県等が行う防災に関する研修等への積極的な参加に努めるものとする。</li> </ul>		<p>自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、市町、県等が行う防災に関する研修等への積極的な参加に努めるものとする。</p>		<p>(防災意識の啓発等)</p> <p>第17条 自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、県、市町等が行う防災に関する研修等への積極的な参加に努めるものとする。</p>
地形等災害関連情報の確認等	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用して、地形等災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた避難のタイミング適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。</li> <li>自主防災組織は、把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図を作成するとともに、その周知に努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用して、地形等災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地形等災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。</li> <li>自主防災組織は、把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図を作成するとともに、その周知に努めるものとする。</li> </ul>		<p>(地域災害関連情報の確認等)</p> <p>第18条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、及び地域災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。</p> <p>2 自主防災組織は、把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めるものとする。</p>
災害時要援護者の支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町及び民生委員児童委員等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。</li> <li>自主防災組織は、前項に規定する災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、適正に管理するものとする。</li> <li>自主防災組織は、災害時要援護者に対し、家具の転倒防止等が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町及び民生委員児童委員等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。</li> <li>自主防災組織は、前項に規定する災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、適正に管理するものとする。</li> <li>自主防災組織は、災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。</li> </ul>	<p>「民生委員児童委員」を削除(第13条と同様)</p>	<p>(災害時要援護者の支援等)</p> <p>第19条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。</p> <p>2 自主防災組織は、前項の災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、適正に管理するものとする。</p> <p>3 自主防災組織は、災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。</p>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
避難勧告等 への対応の 準備	自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議したうえで、構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。		自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議したうえで、構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。		(避難勧告等への対応の準備) 第20条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。
物資の備蓄 等	自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。		自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。		(物資の備蓄等) 第21条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

#### 第4節 県及び市町等の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
防災意識の 啓発等	・市町及び県は、自主防災組織及び関係機関と連携した防災意識の啓発、高揚及び災害、防災に関する知識の普及に努めるものとする。		市町及び県は、自主防災組織及び関係機関と連携した防災意識の啓発、高揚及び災害、防災に関する知識の普及に努めるものとする。		(防災意識の啓発等) 第22条 県及び市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。
学校等にお ける防災に 関する教育 の実施	・学校又は保育所の設置・管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。 ・ <del>教職員、保育士等は、防災に関する訓練、研修への参加に努めるものとする。</del>		学校又は保育所の設置・管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。		(学校等における防災に関する教育の実施) 第23条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(第38条第1項及び第47条において「学校」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所(第47条において「保育所」という。)の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。
防災訓練等 の実施	市町及び県は、県民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練・研修を実施するよう努めるものとする。		市町及び県は、県民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練・研修を実施するよう努めるものとする。	「災害ボランティア」を削除(定義と不一致)	(防災訓練等の実施) 第24条 県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織、 <del>事業者</del> 、国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
災害情報の提供等	<p>・市町は、地域の地形等災害情報や適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供しよう努めるとともに、<u>災害を示した災害想定区域や避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面表示した地図(以下、「ハザードマップ」という。)</u>を作成し、住民に周知しよう努めるものとする。</p> <p>・県は前項の規定による施策の実施を支援するものとする。</p> <p>・県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。</p>		<p>・市町は、地域の地形等災害情報や適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供しよう努めるとともに、災害想定区域や避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面表示した地図(以下、「ハザードマップ」という。)を作成し、住民に周知しよう努めるものとする。</p> <p>・県は前項の規定による施策の実施を支援するものとする。</p> <p>・県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。</p>		<p>(災害情報の提供等)</p> <p>第25条 市町は、<u>地域の地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供しよう努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面表示した地図(第39条第1項において「ハザードマップ」という。)</u>の作成及び住民への周知に努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>前項の規定による施策の実施を支援するものとする。</u></p> <p>3 県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。</p>
自主防災組織への支援	<p>・市町は、自主防災組織の結成及び活動への支援に努めるものとする。<u>とともに、その際、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動している者への支援に努めるものとする。の育成及び確保について特に配慮するものとする。</u></p> <p>・県は前項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>	<p>・「確保」という言葉はわかりにくい。 →削除</p> <p>・次のとおり修正 「目指している者」 →「目指す者」 「活動している者」 →「活動する者」</p>	<p>・市町は、自主防災組織の結成及び活動への支援に努めるものとする。その際、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。</p> <p>・県は前項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>		<p>(自主防災組織への支援)</p> <p>第26条 市町は、自主防災組織の結成及び活動への支援に努めるものとする。<u>この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。</u></p> <p>2 県は、<u>前項の規定による施策の実施を支援するものとする。</u></p>
災害時要援護者の支援体制の整備	<p>・市町は、災害時要援護者の把握に努め、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会等関係機関と連携して、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・市町は、関係機関と連携して、<u>疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民の避難施設災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための福祉避難所を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>・県は、前2項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>		<p>・市町は、災害時要援護者の把握に努め、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会等関係機関と連携して、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・市町は、関係機関と連携して、災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための福祉避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p>・県は、前2項に規定する施策の実施を支援するものとする。</p>	<p>「民生委員児童委員協議会」を削除(第13条と同様)</p> <p>福祉避難所の定義を追加</p>	<p>(災害時要援護者の支援体制の整備)</p> <p>第27条 市町は、<u>災害時要援護者の把握に努めるとともに、自主防災組織その他の関係機関と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2 市町は、関係機関と連携し、災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための福祉避難所(バリアフリー化されているなど、特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。)を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、<u>前2項の規定による施策の実施を支援するものとする。</u></p>
災害ボランティア活動の環境整備等	<p>・市町及び県は、災害ボランティア活動の実施及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティア活動への参加についての啓発や、ボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。</p>		<p>市町及び県は、災害ボランティア活動の実施及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティア活動への参加についての啓発や、ボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。</p>		<p>(災害ボランティアの活動環境の整備等)</p> <p>第28条 県及び市町は、<u>災害ボランティアの活動の実施及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。</u></p>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
避難計画の 作成等	<p>・市町は、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するものとするよう努めるものとする。</p> <p>・前項の避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を明示するものとするよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、避難場所の運営について、その所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準をあらかじめ作成しておくものとするよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記の避難計画及び行動基準を住民に周知するものとするよう努めるものとする。</p>		<p>・市町は、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>・前項の避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、避難場所の運営について、その所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準をあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記の避難計画及び行動基準を住民に周知するよう努めるものとする。</p>		<p>(避難計画の作成等)</p> <p>第29条 市町は、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合において、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準をあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。</p> <p>3 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、第1項の避難計画及び前項の行動基準を住民に周知するよう努めるものとする。</p>
医療救護体制の整備	<p>・市町は、医療救護計画を作成し、地区医師会との連携のもと、医療救護計画を作成し、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、市町の医療救護体制を支援するため、市町の医療救護活動のみでは対処できない傷病者に備えた災害拠点病院・災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>・市町は、地区医師会との連携のもと、医療救護計画を作成し、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、市町の医療救護体制を支援するため、市町の医療救護活動のみでは対処できない傷病者に備えた災害拠点病院・災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(医療救護体制の整備)</p> <p>第30条 市町は、地区医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるとともに、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。</p>
公衆衛生の確保のための体制整備	<p>県及び保健所を設置する市町及び県は、関係機関と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>市町及び県は、関係機関と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(公衆衛生の確保のための体制整備)</p> <p>第31条 県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。</p>
輸送体制の整備	<p>県は、緊急輸送路を指定し、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>県は、緊急輸送路を指定し、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(輸送体制の整備)</p> <p>第32条 県は、緊急輸送路を指定し、及び関係事業者等との間で協力に関する協定を締結するなど、災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。</p>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
他の地方公共団体等との連携体制の整備	<p>・市町は、他の市町、関係事業者等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>・市町は、他の市町、関係事業者等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p>		<p>(他の地方公共団体等との連携体制の整備)</p> <p>第33条 市町は、他の市町村、<del>関係事業者等</del>との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、<del>自衛隊</del>—他の都道府県—<del>関係事業者等</del>との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。</p>
地域防災力の強化	<p>市町は、防災体制の整備、消防団の機能強化その他の地域防災力を強化するよう努めるものとする。</p>		<p>市町は、防災体制の整備、消防団の機能強化その他の地域防災力を強化するよう努めるものとする。</p>	<p>(意見)「地域防災力の強化」は第2章すべてに共通する事項。ここでは、「消防団の機能強化」とするなど、具体的に記述した方が良い。 →(対応)指摘を踏まえて修正</p>	<p>(消防団及び水防団の充実等)</p> <p>第34条 市町は、<u>地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化</u>に努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>前項の規定による施策の実施を支援するものとする。</u></p>
情報収集伝達体制の整備	<p>・市町は、災害及び避難に関する情報の住民への提供及び住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備・確保に努めるものとする。</p> <p>・市町は、災害により帰宅することが困難となった者や移動の途中で目的地に到達することが困難となった者に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報の入手手段の整備・確保するとともに、災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を講じておくものとする。</p> <p>・市町及び県は、災害情報等の提供について、あらかじめ報道機関と協定を締結する等連携を図るよう努めるものとする。</p>		<p>・市町は、災害及び避難に関する情報の住民への提供及び住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備・確保に努めるものとする。</p> <p>・市町は、災害により帰宅することが困難となった者や移動の途中で目的地に到達することが困難となった者に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報の入手手段を整備・確保するとともに、災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を講じておくものとする。</p> <p>・市町及び県は、災害情報等の提供について、あらかじめ報道機関と協定を締結する等連携を図るよう努めるものとする。</p>		<p>(情報収集伝達体制の整備)</p> <p>第35条 市町は、<u>住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保</u>に努めるものとする。</p> <p>2 市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報の入手手段を整備し、<u>及び確保</u>するとともに、災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を講じておくものとする。</p> <p>4 県及び市町は、<u>あらかじめ報道機関との協定を締結するなどにより、災害情報等の提供体制の整備</u>に努めるものとする。</p>
防災・危機管理体制の整備	<p>・市町及び県は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災・危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・市町及び県は、職員の災害及び防災に関する知識の習得、災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練・研修等を実施するものとする。</p>		<p>・市町及び県は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災・危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・市町及び県は、職員の災害及び防災に関する知識の習得、災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練・研修等を実施するものとする。</p>		<p>(防災及び危機管理体制の整備)</p> <p>第36条 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための<u>防災及び危機管理体制の整備</u>に努めるものとする。</p> <p>2 県及び市町は、<u>職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等</u>を実施するものとする。</p>

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
県及び市町 による備蓄	市町及び県は、災害発生に備えて、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるものとする。		市町及び県は、災害発生に備えて、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるものとする。		(物資等の備蓄) 第37条 県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との協定による物資等の調達体制の整備に努めるものとする。
公共施設の 整備	・市町及び県は、防災拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設や避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。 ・市町及び県は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等の定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。		・市町及び県は、防災拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設や避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。 ・市町及び県は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等の定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。		(公共施設の整備) 第38条 県及び市町は、防災拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。 2 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等の定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 県民の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
避難の実施	・県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、防災地図の活用等により、自ら必要と判断したときは自主的に速やかに避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかに、かつ互いに助け合って避難するよう努めるものとする。 ・避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。		・県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、防災地図の活用等により、自ら必要と判断したときは速やかに避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは速やかに、かつ互いに助け合って避難するよう努めるものとする。 ・避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。		(避難の実施) 第39条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第18条第2項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は速やかに避難するとともに、避難勧告等の発令があったときは、速やかに、かつ互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。 2 避難場所を利用する者は、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。
車両使用の 自粛等	県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。		県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。		(車両使用の自粛等) 第40条 県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、緊急通行車両の通行迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

## 第2節 事業者の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
来所者等の 安全の確保	事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者、従業者等の安全を確保するとともに、専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。		事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者、従業者等の安全を確保するとともに、専門性及び組織力を活用し、自主防災組織等と連携し、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。		(来所者等の安全の確保) 第41条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業者の安全を確保するとともに、 <del>専門性及び組織力を活用し、</del> 自主防災組織等と連携し、 <del>周辺</del> 地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めるものとする。
帰宅困難者 対策への協 力	・事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じて従業者への帰宅の一時見合わせの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制への協力を努めるものとする。 ・事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業者の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。		・事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じて従業者への帰宅の一時見合わせの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制への協力を努めるものとする。 ・事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業者の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。		(帰宅困難者対策への協力) 第42条 事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、 <del>従業者への帰宅の一時見合わせの呼びかけ等</del> 帰宅困難者の発生抑制への協力を努めるものとする。 2 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業者の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。

## 第3節 自主防災組織の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	自主防災組織は、市町及び民生委員児童委員その他の関係機関と連携し、安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視 <del>その他</del> 等における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。	・「危険箇所の巡視」は二次災害に巻き込まれる恐れもあるので、条例の記述からは削除してほしい。→削除 ・「災害応急対策」→「災害応急に関する活動」(定義と同様の表現とする)	自主防災組織は、市町及び民生委員児童委員その他の関係機関と連携し、安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。	「民生委員児童委員」を削除(第13条と同様)	第43条 自主防災組織は、市町その他の関係機関と連携し、安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

## 第4節 災害ボランティアの役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	災害ボランティアは、市町、県及び自主防災組織と連携し、地域から求められている被災した家屋の清掃、避難場所における給食の支援等の活動を実施するよう努めるものとする。	「被災した住民の困りごとという視点を踏まえ」といった記述を追加してほしい ⇒趣旨を踏まえ修正	災害ボランティアは、市町、県及び自主防災組織と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。		第44条 災害ボランティアは、 <del>市町、</del> 県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

## 第5節 県及び市町等の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
情報の収集 及び提供	市町及び県は、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。		市町及び県は、速やかに災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。		(情報の収集及び提供) 第45条 県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。
自主防災組織等の活動 支援	市町は、自主防災組織や災害ボランティアによる防災活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。		市町は、自主防災組織や災害ボランティアによる防災活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。		(自主防災組織等の活動支援) 第46条 市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。
学校等における児童、生徒等の安全の確保	学校又は保育所の設置・管理者は、災害が発生し、発生するおそれがある場合は、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。		学校又は保育所の設置・管理者は、災害が発生し、発生するおそれがある場合は、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。		(学校等における児童、生徒等の安全の確保) 第47条 学校又は保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。
災害応急対策のための体制の確立	市町及び県は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立に努めるものとする。		市町及び県は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立に努めるものとする。	(意見)災害時には、応急対策の迅速な確立に努めるとともに、その後に的確な応急対策を実施しなければ意味がない。 →(対応)指摘を踏まえて記述を追加	(災害応急対策のための体制の確立等) 第48条 県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立 <del>＝</del> 及び当該対策の的確な実施に努めるものとする。
市町への応援	県は、市町からの応援、応急措置の実施要請に対するし速やかに対応するものとする。		県は、市町からの応援、応急措置の実施要請に対し速やかに対応するものとする。		(市町への応援) 第49条 県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応するものとする。

## 第4章 復旧及び復興対策

### 第1節 県民の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	<p>・県民は、市町、県、事業者、自主防災組織及び災害ボランティアと協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。</p> <p>・県民は、循環型社会を形成する観点から家具等を再使用し、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。</p>		<p>・県民は、市町、県、事業者、自主防災組織及び災害ボランティアと協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。</p> <p>・県民は、循環型社会を形成する観点から家具等を再使用し、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。</p>		<p>第50条 県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。</p>

### 第2節 事業者の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
雇用の場の確保等	事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。		事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。		(雇用の場の確保等) 第51条 事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。
生活に不可欠な施設の復旧	水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、相互に情報の共有を図りながら速やかな復旧対策を実施するよう努めるものとする。		水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の管理者は、相互に情報の共有を図りながら速やかな復旧対策を実施するよう努めるものとする。		(生活に不可欠な施設の復旧) 第52条 水道施設、下水道施設、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めるものとする。

### 第3節 自主防災組織の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	自主防災組織は、地域における復旧・復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。		自主防災組織は、地域における復旧・復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。		第53条 自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

### 第4節 災害ボランティアの役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	災害ボランティアは、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動の支援を目的としている団体、市町及び県と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。		災害ボランティアは、被災者の生活の再建が円滑に行われるよう、災害ボランティア活動の支援を目的としている団体、市町及び県と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。		第54条 災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。

## 第5節 県及び市町等の役割

項目	条例素案(第2回検討委員会資料) (11/26開催)	検討委員会 意見等対応	第2回委員会意見等対応後素案 →パブリックコメント(期間:12/3~12/23)	パブリックコメント 等対応	条例案
	<p>・市町及び県は、大規模な災害後の復旧・復興に当たっては、県民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活の再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>・市町及び県は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、計画に定めた復旧・復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。</p>		<p>・市町及び県は、大規模な災害後の復旧・復興に当たっては、県民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活の再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>・市町及び県は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、計画に定めた復旧・復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。</p>		<p>第55条 県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、県民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。</p> <p>2 県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。</p>